

生体における分子識別	(自然科学関係)
実験動物の純化と開発	(")
海洋開発に関する基礎的研究	(")
海洋環境保全の物理的・化学的基礎研究	(")
国土利用	(複合領域関係)

9-49

総学庶第1211号 昭和49年7月23日

日本ユネスコ国内委員会会長 平塚益徳殿

日本学術会議会長 越智勇一

「科学研究者の地位に関する国際勧告」について(要望)

標記のことについて、下記のとおり要望します。

記

来る7月24日(水)開催予定の貴委員会第55回会議において、第18回ユネスコ総会に臨む日本政府の基本的態度に関する外務大臣の諮問に対する答申が審議せられると承知しておりますが、その中では当然「科学研究者の地位に関する国際勧告案」に対する態度についても審議せられるものと考えます。

ところで、前記国際勧告案については、本会議は「日本の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法第2条)としての目的、職務、権限に照らし、かねてから重大な関心を寄せ、慎重に審議を継続し、貴委員会に対しても再三意見を提出してきましたが、去る4月の第65回総会では別添資料のごとき声明を公にしました。この声明では、本会議は、本国際勧告の意義を高く評価し、政府がこれに対し積極的姿勢をもって臨むことを強く期待する旨明らかにしております。

このたび、貴委員会の第55回会議において本国際勧告についての審議が行われる際には、前述のごとき本会議の見解について十分配慮せられたく、別添資料を添えてここに要望する次第です。

なお、本要望について会議の際、貴職から全委員に披露せられ、かつ前記別添資料の写を配布していただければ幸せであります。

別添資料

科学研究者の地位に関するユネスコの国際勧告について(声明)

昭和49年4月26日

第65回総会

国連教育科学文化機関(ユネスコ)が、来る10月~11月に開催される第18回総会に上程する予定で現在討議中の「科学研究者の地位に関する国際勧告」は科学者の義務と責任を明らかにし、その正当な地位を保障しようとする趣旨のものである。特に科学研究の公民的及び倫理的側面を強調したことは、内外の科学者にとって、極めて重要な意義をもつものである。

日本学術会議は、本国際勧告の内容がその趣旨に沿うものとなり、かつ、できるだけ速やかにユ

ネスコ総会で採択されることを強く期待するものである。本会議は、極力我が国科学者の総意の上に立って、この期待を実現したいと考える。

ここに政府の積極的姿勢を強く期待するとともに全国、全専門分野の科学者、学・協会の協力を切に要望するものである。

なお、このために、本総会において承認された運営審議会付置ユネスコ小委員会の「科学研究者の地位に関する国際勧告草案にたいする見解」を本声明に添付するほか、今後討議に必要な資料の配布、情報の伝達等については、本会議として、可能な限り努力を払いたいと考える。

別 紙

科学研究者の地位に関する国際勧告草案(ユネスコ)(SC/MD/41 Annex III)にたいする見解

1974年4月13日

日本学術会議運営審議会付置ユネスコ小委員会

I 総体的な評価

本勧告草案の意義とその内容を、全体として、高く評価し、かつ、これを積極的に支持する。

- 1 本勧告草案の内容は、国連憲章、ユネスコ憲章、世界人権宣言の精神に合致し、かつ日本国憲法並びにこれらに基づくユネスコ活動に関する法律の趣旨に沿い、また、日本学術会議設立の趣旨にも正に合致するものである。
- 2 本勧告草案の内容は、日本学術会議が、従来、科学・技術、科学者の地位に関して表明してきた見解(勧告、申入れ、声明等、特に「科学研究基本法」の制定に関する勧告、及び学問・思想の自由、科学者の待遇の諸問題に関する勧告等)と即応する部分が多い。また、近年における我が国の科学・技術の現状、科学者の地位の状況にかんがみるならば、このような内容の国際勧告が採択されることは、我が国の科学者にとってはもちろんのこと、広く国民にとっても少なからざる意義をもつものと考えられる。これは、内外の科学者にとって、かつてのユネスコの「教師の地位に関する勧告」(1966年)にまさるとも劣らぬ重要な国際文書となること疑いないであろう。
- 3 本勧告草案の起草に当たっては「予備報告」(SC/MD/35)にたいして各国から寄せられた意見等を可能なかぎり採り入れ、合意に達せられるような格段の努力が払われていることは明白であって(SC/MD/41 Annex II 参照)、この点、ユネスコ事務局長以下関係者の努力にたいし、深じんな敬意を表するものである。

なお、本会議が「予備報告」にたいしてのべた見解中、その若干の弱点として指摘した条項の大半は、今回の勧告草案では改善されており、この点も本会議としてはきん快の至りである。

II 本勧告草案に補足を要望する若干の事項

以上のごとく、本勧告草案を全体として高く評価し、積極的に支持する立場に立って、可能なならば、下記の諸項目について考慮されることを要望したい。

- 1 人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上又はその他の意見等による差別があってはならな

いことについては、para 11-(a)で言及されているが、このことの重要性にかんがみ、また、これは国連憲章、世界人権宣言等、本勧告草案もそれらに依拠している重要国際文書（前文第2節及び付属書参照）が掲げている基本的原則であることにかんがみ、前文中に明記されることが望ましい。

2 前文第3節3-(a),(b)に関連して、科学の歴史的発展の現段階に関する大局的位置づけを、例えば前文中で行うことが適切であろう。

特に、このことは、本勧告草案のもつ今日的意義を明白にするためにも、また、とりわけ先進国と発展途上国における研究開発及び科学者の地位に関する本文中の関係条項の意義を明らかにするためにも必要であると考えられる。

3 本勧告草案の根定をなす基本的原則にかんがみるならば、他方、それは本会議が従来とってきた立場にも合致するものでもあるが、科学の研究・開発の成果の無視又は悪用、濫用、及び科学者の資質の悪用、濫用を防止することは科学者の社会的責任でもあり、同時に奪うべからざる権利でもあることが、例えば前文中に明記されることが望まれる。

4 本勧告草案において「科学研究の市民的、倫理的次元」（Section V）が重視されているのみでなく、本勧告草案の全体を貫く指導的精神にかんがみるならば、Section I, para. I-(a)-()における社会科学への言及に更に加えて、人文科学（哲学、文学、美学等）の重要性が指摘されることが望ましい。

5 本勧告草案では、科学研究者の創造的資質の育成、尊重とその成果の評価、公開が強調されており、このことは高く評価すべきである。

だが、科学者の創造性が発揮されるために、極めて重要、かつ、不可欠な役割を期待されている研究補助者の地位の尊重についても明示することが望ましい。

6 para. 15-(e)、para. 24, 33 などに関連して、本人の意思を尊重すること、並びに配置転換、業績評価等に際しては、本人にたいし、民主的に選ばれた第三者判定機関への申立（appeal）の権利を保障することが望ましい。

9-50

総学庶第1247号 昭和49年8月6日

大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣、農林大臣、
通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、労働
大臣、建設大臣、自治大臣、科学技術庁長
官、環境庁長官 } 殿（各通）

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：国立大学協会会長、公立大学協会会長、日本私立大学協会会長、日本私立大学連盟会長、私立大学懇話会長、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市町会、全国市議会議長会

物価高騰による研究・教育の危機に対する措置について（要望）